

週休2日制工事に関するQ & A

○対象工事及び対象期間について

問1 すべての営繕工事を週休2日制工事の対象とするのか。

(答)

原則すべての営繕工事を、労務費等の補正を行う「週休2日制工事」の対象とすることとしています。(ただし、工事の実情等により対応が困難な工事は対象外とすることができることとしています。)

なお、施行日以降に積算を開始するものからは、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所(現場休息)日に指定したうえで、対象期間の全ての週で2日以上現場閉所(現場休息)を行う「完全週休2日(土日)」(以下「完全週休2日」という。)の確保の促進に取り組むこととしています。受発注者間の協議により現場閉所(現場休息)日を土曜日又は日曜日以外に変更できるものとします。

また、原則として工事は、「月単位の週休2日」及び「通期の週休2日」の確保を必須とし、受注者が「完全週休2日」に取り組むかを発注者と協議する「完全週休2日(土日)」にて発注することとし、なお、「完全週休2日」の達成を前提に、労務費及び現場管理費を補正し工事費を積算して予定価格を作成することとしています。

問2 受注者の責によらない事由により予定していた現場閉所(現場休息)が実施できず(代休の確保もできず)、「完全週休2日」又は「月単位の週休2日」を確保できなくなった場合は、労務費又は現場管理費の補正額は減額されるのか。

(答)

受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は、「浜松市週休2日制工事(建築工事)実施要領」の第3条、(2)対象期間に含まないこととしています。そのうえで、対象期間において「完全週休2日」を確保した場合は労務費及び現場管理費の補正額は減額されません。(対象期間において「完全週休2日」が確保できず「月単位の週休2日」を確保した場合は、「月単位の週休2日」に対応する補正係数に変更することとなり、現場管理費の補正額は減額されます。また、「月単位の週休2日」の確保ができない場合は、補正係数を除し、補正額すべてを減額変更することとなります。)

天災(豪雨、出水、土石流、地震等)のために突発的な対応が発生した期間も、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間に該当することが考えられますので、受発注者間の協議により、これに該当すると認められる期間を決定します。

問3 「完全週休2日」の取組において、週を「原則として、土曜日から金曜日までの7日間」としている理由如何。

(答)

「完全週休2日」は、対象期間の全ての週において、原則として現場閉所(現場休息)日を土曜日及び日曜日とし、2日以上現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態をいいます。現場閉所(現場休息)日を土曜日及び日曜日としない場合は、受発注者間の協議により同一の週内において変更するものとしています。

天候不順等の突発的な事象により、土曜日又は日曜日に現場作業を行わざるを得ない場合、同一の週内において現場閉所(現場休息)日の変更が可能となるように、週を原則として、土曜日から金曜日までの7日間としています。

ただし、週を土曜日から金曜日までの7日間とすると、同一の週内における現場閉所(現場休息)日の変更が困難な場合は、工事着手前に受発注者間の協議により、週の定義を決定します。

○労務費及び現場管理費の補正について

問 4 土木工事では、週休2日工事の場合、共通仮設費及び現場管理費の補正を行うこととしているが、これらの経費について営繕工事における週休2日制工事では補正を行わない理由如何。

(答)

営繕工事における共通仮設費及び現場管理費は、「公共建築工事共通費積算基準」に基づき、工期に応じて算出するものとなります。週休2日を前提として工期を設定のうえ算出することにより、週休2日を考慮した費用が算出されるため、原則として、別途補正を行う必要はありません。

ただし、「完全週休2日」を達成した工事においては、労務費に加えて現場管理費についても補正を行うこととしています。

問 5 週休2日に取り組む場合、中小規模の工事においては現場管理費と一般管理費の更なる引上げが必要ではないか。

(答)

営繕工事における現場管理費及び一般管理費等は、「公共建築工事共通費積算基準」に基づき、工事規模が小さいほど率が大きくなる算定式を用いて費用を算出しています。

また、現場管理費の算定式は工期に応じて費用を算出するものとなっており、週休2日を前提とした工期を設定し、週休2日を考慮した費用を算出しています。

ただし、「完全週休2日」を達成した工事においては、労務費に加えて現場管理費についても補正を行うこととしています。

○労務費の補正について（見積単価の取扱い）

問 6 見積単価は補正係数による労務費の補正の対象にならないのか。

(答)

週休2日制工事において、見積単価は、週休2日を条件として収集した見積価格等を参考に設定することとしているため、補正係数を用いた労務費の補正の対象外としています。

○労務費の補正について（その他）

問 7 補正分を減額変更する場合（契約変更時）、請負比率を乗じるのか。

(答)

当初請負比率を乗じることになります。

○工期設定について

問 8 週休2日を確保するためには適正な工期設定が必要ではないか。

(答)

営繕工事においては、週休2日を前提とした工期を設定することとしています。また、余裕期間制度を積極的に活用するとともに、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」等に基づき、後工程へのしわ寄せ及び全体工程への遅延が生じないように、設備工事等の後工程の適正な施工期間や設備の総合試運転調整等に必要な期間を確保し、適正な工期設定に努めています。